

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

452

14/7/15

毎月2回1日、15日発行

1996年4月23日

第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

【閣議決定】
集団的自衛権
行使容認

軍事優先に舵を切る 「安保政策の大転換」を問う

平和主義を放棄する 解釈改憲は許されない

2014年7月1日、集団的自衛権行使を憲法解釈変更で容認するという重大な内容を含む閣議決定が行われた。武力行使への歯止めを解除していくことを通じて、日本が軍事的手段に訴える機会を広げることが目論まれている。日本はいま、「専守防衛」をたてまえ上も放棄し、軍事的対応への歯止めのない安全保障政策への「大転換」に直面している。平和主義の本旨を守るための市民社会からの不屈の抵抗が必要とされている。

「安保政策の大転換」へと 突き進む安倍政権

閣議決定は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題されている(3ページ資料に抜粋)。「1、武力攻撃に至らない侵害への対処」では、いわゆる「グレーゾーン事態」における実力行使を可能とすること、「2、国際社会の平和と安定への一層の貢献」では、「現に戦闘行為を行っている現場」でなければ後方支援活動を可能とすること、及び、「国際的な平和協力活動」における武器使用条件を緩和すること、そして、「3、憲法第9条の下で許容される自衛の措置」で集団的自衛権の行使容認を打ち出している。集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更にとどまらず、「武力攻撃に至らない侵害」への対処や「後方地域」等の概念の放棄や武器使用基準の緩和などが盛り込まれたこの閣議決定は、日本の安全保障政策全体を大転換させる極めて重大なものである。

第二次安倍政権は昨年12月、「国家安全保障戦略」と新防衛大綱の策定を通じて、この「安保

政策の大転換」の全体像を示した。「国際協調主義に基づく積極的平和主義」という新たな理念の下で提示された方向性は、大きく二つあった。すなわち、①東アジア地域安保における軍事的抑止力の追求、そして、②グローバル安保における軍事的関与の拡大である。こうした方向性は日米軍事一体化の文脈に沿う形で追求され、採りうる軍事的手段の幅を広げる方向で安全保障政策全体の根本的転換を図ろうとするものであった。戦後防衛政策の基本であった「専守防衛」は文言上「堅持」が謳われたが、内容的にはそ

今号の内容

**安倍政権、集団的自衛権
行使容認を閣議決定**

＜資料＞閣議決定(抜粋)

**オバマ政権、2期目も続く
核予算の増額要求**

[連載]いま語る-60

朴敦祥さん(韓国原爆被害者協会理事)
ハク・ドンサン

れがたてまえであることをいっそう露呈するものであった¹。国家安全保障戦略を受けて、今年4月には「武器輸出三原則」の廃止と「防衛装備移転三原則」の策定によって幅広い武器輸出が可能とされ²、6月には、新原則の下で武器輸出を拡大するための「防衛生産・技術基盤戦略」が策定された³。さらに、ODAによる他国軍支援の解禁へ向けた議論も進んでおり、6月に有識者懇談会の報告書が提出された⁴。

集団的自衛権行使の容認へ向けた動きは、このような平和憲法下で形成された戦後レジームを壊そうとする全体的文脈の中で進んできている。

限定なき「限定容認」

安倍政権はあくまで集団的自衛権の「限定容認」であり、「専守防衛」と矛盾しないと強調している。だが、そもそも自国が攻撃を受けていないにもかかわらず、自国への影響が深刻であるとして他国が攻撃を受けたときに武力行使を行うことは、どのように言い繕っても「専守防衛」の放棄を意味する。しかも、閣議決定が示した「自衛のための措置」としての武力行使の新3要件は、以下のように恣意的な判断が許される抽象的な要件である。

- ①「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」で、
- ②「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」、
- ③「必要最小限度の実力を行使する」。

とりわけ重要なのは①であるが、これを見る限り、事態の性質にも地理的範囲にもほとんど「限定」は設けられておらず、拡大解釈は容易である。「密接な関係にある他国」には、米国だけでなく韓・豪など米の同盟国や友好国も含まれる。また、他国への武力攻撃が「我が国の存立」を脅かし、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」とは一体どのような事態なのか、極めて曖昧である。そもそもこの要件は、72年の政府見解⁵を一部踏襲したものであるが、この政府見解は行使し得る自衛権を個別的自衛権に限定し、集団的自衛権を明確に否定していた。同じ条件で集団的自衛権行使を容認できる根拠について、説得的な説明はなされていない。政府は「安全保障環境の変化」を正当化の根拠としているが、その中身は、「グローバルなパワーバランスの変化」(具

体的には中国の軍事的能力の拡大や海洋進出)や「技術革新」、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発と拡散(とりわけ、北朝鮮の核・ミサイル開発)、「テロ」の脅威、そして、サイバー攻撃や宇宙の軍事利用などに至る広範な「変化」が総花的に挙示されるのみであり、集団的自衛権行使を容認すべき具体的な理由は全く明らかではない。

軍事的対応の拡大は何をもたらすか

今回の閣議決定は、集団的自衛権行使の容認に加え、武力攻撃に至らない「グレーゾーン事態」やPKO活動などにおける軍事力行使のハードルを下げることを打ち出し、憲法をはじめとした様々な「歯止め」をできるだけ解除しようとしている。さらに、与党協議などの議論を通じて、武力行使を伴う集団安全保障措置への積極的参加も議論されている。だが、こうした軍事的対応を拡大する政策は、むしろ東アジアや世界の平和を脅かしかねない危険を孕んでいる。

例えば、対中国という文脈では、「グレーゾーン事態」の一つとして「潜没航行する外国潜水艦による領海侵犯」への実力行使を伴う対処を可能にすべきだとの議論がなされている。だが、平時において軍艦には他国領域内における「主権免除」が適用されるため、領域国がなしうるのは領海侵犯した潜水艦に対する浮上や退去の要求までであり⁶、例えば爆雷の投下などの強制的な措置を採ることは、国際法に反して日本自らが戦端を開くに等しい行為である。日中の防衛当局間での「海上連絡メカニズム」の構築が進まない一方で、こうした不測の事態を招く危険性を拡大することは、明らかな政策的誤りである。

一方、グローバル安保の文脈では、集団的自衛権行使の容認によって「シーレーンの確保」のための機雷除去を行えるようにする必要性が強調されている。7月14日の衆院予算委員会での集中審議において、安倍首相は「石油供給が回復しなければ、我が国の国民生活に死活的な影響が生じ、我が国の存立が脅かされる事態が生じうる」と述べている⁷。だが、このように経済的な打撃をも要件を満たすとするなら、資源輸送の停滞や海外の経済権益への侵害を理由とした海外派兵が論理的には可能となる。安倍首相は、自衛隊が「湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは決してない」と断言したが、その保証はどこにもない。多くの戦争が自衛や自国の権益防衛を名目として行われてきた歴史を踏まえれば、「自衛の措置としての武力行使」は限定的だと言っても歯止めにはならない。

→4ページへ

【資料】閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」

2014年7月1日

国家安全保障会議決定、閣議決定

(前文略)

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

(略)

(3)このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合(武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。)の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

(4)(略)自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含む。)に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1)いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

(略)

ウ (略)従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を

進めることとする。(略)

(2)国際的な平和協力活動に伴う武器使用

(略)

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。(略)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(略)

(2)憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3)これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を

踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4)我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5)また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

4 今後の国内法整備の進め方 (略)

語られない外交政策

戦後レジームを壊し軍事優先への転換を進める一方で、安倍政権は、そもそも武力行使が必要となるような事態を避けるための外交政策については何も語らない。閣議決定は、「まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐ」と述べるだけで、具体性は一切ない。

東アジアにおいて、解決すべき国際問題は山積している。とりわけ、中国や韓国との間では、尖閣をめぐる領有権紛争、朝鮮半島非核化の課題、さらには、日本による侵略の過去をめぐる歴史認識問題が横たわっている。だが、安倍政権はこれらの課題をめぐって、むしろ対立と相互不信を広げている。昨年末の首相の靖国神社参拝はその最たるものであり、最近でも「従軍慰安婦」問題に関する「河野談話」の成立過程に対する「検証」作業が、近隣諸国の大きな反発と懸念を生み出した。尖閣をめぐる紛争では、「領有権問題は存在しない」として外交交渉を拒否する姿勢を貫いている。さらに、朝鮮半島非核化でも積極的役割を果たしているとはいいがたく、地域的な安全保障メカニズムの構築へのイニシアチブは見えない。例えば、モデル条約案がすでに提案されている「北東アジア非核兵器地帯」設立へ向けた議論の提起など、採るべき選択肢は存在するにもかかわらずである。また、現在の論議では、「テロ」の拡散という事態にどう対処すべきかといった具体的な議論も決定的に欠けている。

「民主的統制」の重要性

安倍政権は、憲法改正を必要とする歴史的な「安保政策の大転換」を、国会や市民社会における議論を回避して、憲法解釈の変更という手段をもって強行した。このようなやり方が立憲主義と民主主義に反するのは当然である。だが、もたらされる危機はさらに大きい。自衛隊に対するシビリアンコントロールがいっそう弱体化させられていく危険がある。

そもそも「シビリアンコントロール」は、「軍事」に対する民主主義に基づく「政治」による完全な統制の確保を基本原則とする⁸。その根底には、「軍の統制の方法を一步誤れば、民主主義社会が足下から崩されてしまうというおそれがあった」⁹。だが、立憲主義の原則や民主主義的な議論を通じた意思決定を軽視する安倍政権のような「文民政治」では、「軍事」に対する有効な市民社会の意見を反映した統制を確保することなどできないであろう。

実際、現在の論議においてシビリアンコント

ロールの確保をめぐる議論は後景に退く一方で、手続きの簡素化や現場判断の余地の拡大が目指されている。例えば、「グレーゾーン事態」への海上警備行動や治安出動の発令について、「手続き的な敷居が高いため、より迅速な対応を可能とするための手当が必要」(安保法制懇報告)と主張されている。

自衛隊に対するシビリアンコントロールは、すでに脆弱さの度合いを深めている。戦後日本では「制服組」と呼ばれる武官を「背広組」と呼ばれる文官スタッフが統制する「文官統制」と言うべきシステムが発達してきた。この背景には、自衛隊の「存在」そのものの正当性に議論が集中する一方で、実際に存在する実力組織に対する統制のあり方については政治や市民社会の関心が薄く、国会も内閣も自衛隊活動を統制しようとする意志や能力を欠いていた現実があった¹⁰。さらに、近年の防衛省改革では「文官と自衛官の混合化」(14年度防衛白書)というスローガンの下で、防衛大臣を自衛官が直接補佐することができるよう中央組織改革が進められ、意思決定への自衛官の影響力が増している。

その一方で、シビリアンコントロールに対する政治の無頓着さは、陸自「別班」の存在を報じた昨年11月のスクープをめぐる対応で改めて示された。報じられたのは、自衛隊員の籍を抹消された人員で組織された「別班」と呼ばれる秘密情報部隊が冷戦時代から存在し続けており、この組織は陸上幕僚長の指揮下になく「首相も防衛相も存在すら知らない」という、衝撃的な事実だった¹¹。にもかかわらず、報道翌日の記者会見で小野寺五典防衛相は「『そのような組織は自衛隊に存在していない。現在もない』という報告を受け、確認した」と答弁し、実態解明の調査を行う意思がないことを明言した。国会でもそれ以上の追及はなされずじまいである。現在の内閣や国会には、自衛隊を有効に統制しなければならないという問題意識も危機感も欠如していることを、この事件は端無くも露呈した。

このような現状を放置したまま、自衛隊の軍事的活動の幅を広げ、武力行使や海外派兵への歯止めを解除していけば、日本の国家暴力に対する「民主的統制」はますます掘り崩されていく危険がある。現状はまさに、民主主義の根本的危機を孕んでいると言わなければならない。

このような危機の招来を阻止するためには、「戦争のできる国づくり」を批判するだけでなく、自衛隊に対する「民主的統制」をいかに確保し拡充していくのかという観点からの批判と対案が求められる。民主主義を軽視して軍事的対応の拡大に前のめりになる「政治」の現状を踏まえれば、「首相の命令」や「国会の承認」という形式的手続き論だけでは不十分である。平和主義

の本旨を守ろうとする市民社会が、「平和」の理念を啓蒙するにとどまらず、軍事組織に対する「民主的統制」のあり方への関心を高めることが重要である。より具体的には、自衛隊活動（さらには、米軍を含めた日米安保体制全体）の実態把握とそれに基づく拡充された「民主的統制」のあり方をめぐる議論を発展させる必要がある。

市民社会の関与次第では、「シビリアンコントロール」は「軍事を統制・管理するだけでなく、最終的には軍事の位置を格下げする論理をも見出していく機会」ともなりうる¹²。憲法9条を持つ日本の「民主的統制」は、他国と同じである必要はないだけでなく、9条を生かすならば、武力行使にも海外派兵にもより抑制的な統制のあり方が追求されてしかるべきである。こうした方向性をもった実効的な「民主的統制」のあり方を追求する市民社会の創意ある議論と実践が求められている。（吉田遼）¹⁰

注

- 1 国家安保戦略と新大綱についての詳論は、本誌第441号（14年2月1日）。
- 2 本誌第447-8号（14年5月15日）。
- 3 防衛省HPからタイトル名を検索すれば閲覧可能。
- 4 「ODA大綱見直しに関する有識者懇談会報告書」（外務省HPから閲覧可能）。
- 5 第69回国会参議院決算委員会提出資料、1972年10月14日。
- 6 この点は例えば、14年3月27日の衆議院安全保障委員会における中島明彦政府参考人の答弁でも指摘されている。
- 7 朝日新聞、14年7月15日。
- 8 国立国会図書館調査及び立法考査局「文民統制の論点」（山田邦夫、07年3月。国立国会図書館HPからタイトル名を検索すれば閲覧可能）。
- 9 縊縊厚『文民統制 自衛隊はどこへ行くのか』（岩波書店、05年）。
- 10 注9に同じ。
- 11 共同通信、13年11月28日。より詳細な内容は、取材した石井暁記者による論文「陸自「別班」 危険な暴走——シビリアンコントロールの危機」『世界』14年3月号、参照。
- 12 注9に同じ。

オバマ政権2期目も続く 米核兵器関連予算の増額要求

特別扱いの根底に 新START批准時の縛り

14年3月4日、オバマ政権は、2015会計年予算案を提出した。米国の核兵器予算は、国防総省（DOD）とエネルギー省（DOE）の両方にまたがっている。前者は、弾道ミサイルなど戦略核兵器システムや兵器開発など日常的な作戦運用等に関わるものであり、後者は保有核兵器の維持・管理、解体等に関わる予算である¹。本稿では、米核態勢見直し（NPR）に対応した核抑止能力の信頼性を維持するため、老朽化した備蓄核兵器の近代化と維持管理を主な任務とするエネルギー省（DOE）国家核安全保障管理局（NNSA）予算に焦点を当てる。

NNSA予算²は、前年度より4.51億ドル多い、前年度比4.0%増の総額116.6億ドルが計上された。予算は大きく4区分されるが、2014会計年の要求額、及び議会による承認額、そして15会計年要求額を表に示す。

15会計年要求では業務の中心である備蓄核兵器の維持・管理に関わる核兵器活動予算に全体の3分の2にあたる83.2億ドルが当てられ、対前年比6.9%増である。14会計年要求では前年比4.1%増³であったから、今年はより増額幅が大きくなっている。国全体の財政逼迫により、予算管

【表】国家核安全保障管理局（NNSA）の予算内訳

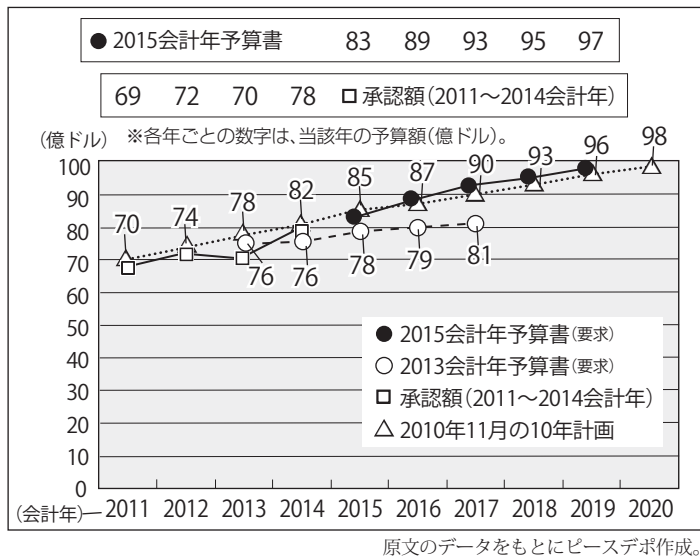
項目	2014会計年 要求	2014会計年 承認	2015会計年 要求	対前年比 (14FY承認額との比)
核兵器活動	78.68	77.81	83.15	+ 6.9
防衛核不拡散	21.40	19.54	15.55	-20.4
海軍原子炉	12.46	10.95	13.77	+25.8
管理部門	3.98	3.77	4.11	+9.0
合計	116.52	112.07	116.58	+ 4.0

単位：億ドル 単位：%

理法に基づく歳出の強制削減が実行され、他の多くの機関の予算削減が進む中、NNSAの核兵器活動予算の継続的増加は異例である。この背景には、NNSAの備蓄核兵器の近代化と維持の必要性が2010年のNPRにおいて明確に位置づけられていることがある。

15会計年予算書で示された「5年計画」によれば、2019年までに核兵器活動を97.0億ドルにし、現在より25%増やす計画である。核兵器活動関係の中期的予算計画を6ページの図に示した。図には新START批准案と同時に、10年5月に政府が議会に提出し、10年11月にアップデートされた「1251報告書」に記載された「10年計画」、及び15、13会計年予算書で示された「5年計画」を対比して示した。「1251報告書」とは、10会計年「国防認可法」第1251節が、①備蓄核兵器の安全、安心、信頼性の確保、②核兵器複合体の近代

【図】備蓄核兵器管理関係予算計画(2011～2020会計年)



化、③核兵器運搬手段の維持、及びそのための今後10年間にわたり必要な予算に関する報告を議会に行うよう義務付けたことに基づくものである⁴。10年の報告において、政府は2011年から「10年間に核兵器複合体の持続と近代化のために800億ドルを支出する」と明記した。さらに10年12月の上院の「新START承認決議」は、10年「1251報告」が示した予算規模を「最低水準」とすることがSTART承認の条件とした。13会計年予算書では、若干下方修正されたものの、15会計年予算書では、「1251報告」よりやや多めの増加率が復活し、しかも新STARTが終了する2017年を越えての予算増が想定されている。

予算増の中心に寿命延長計画(LEP)

NNSAの核兵器活動でとりわけ著しい増額要求がされているのは備蓄核兵器維持管理(SSMP)活動(公式には「指令管理業務」(DSW)と呼ばれる)である。DSWの15会計年予算は27.5億ドル(対前年比12.5%増)である。これは、核兵器の維持、監査、改修、信頼性評価、兵器解体・廃棄、研究・開発、認証など広範な活動を通して備蓄核兵器の維持管理を行う業務である。その中心にあるのが、安全、安心、かつ信頼できる核抑止を保証する寿命延長計画(LEP)である。LEPは、老朽化した核兵器の非核部品を交換することで退役寿命を延長させる計画で、弾頭の装甲・信管・起爆装置の開発も含まれる。

DSWの増額の大部分は、様々な弾頭のLEP予算である。15年予算では、フェーズ6.3の開発段階にあるB61-12弾頭(爆撃機搭載用)LEP⁵に6.43億ドルを見込み、対前年比20%増である。W76弾頭(潜水艦発射弾道ミサイル用)LEPも前年比4.3%増の2.59億ドルである。これらはNPRにおいて「満額の資金が提供されるべきである」と明記されている業務である。更に空軍のW78

弾頭(ICBM「ミニットマン」用)と海軍のW88弾頭(潜水艦発射弾道ミサイル用)の相互運用をめざすW78/88-1弾頭LEPは、2019年までのある時点まで延期するとした。これらにおいては、弾頭タイプの末尾に付与された枝番号に示されるように、核兵器の著しい変更を意味する「改造」(modification)が含まれ、改造という名の新型核兵器の生産が意図されている可能性もある⁶。

もう一つの重点要求の対象が技術基盤・施設即応性維持(RTBF)活動である。この活動は、NNSAが管轄する3つの核兵器研究所、4つの核兵器製造工場及びネバダ核実験場における施設整備と研究開発を中心とするものである。予算額は20.55億ドルと核兵器活動の中での比重は大きい、対前年度比は1%減である。

2010年のNPRには、「建設後50年を経過した施設を更新するロスアラモス国立研究所の化学・冶金研究施設更新計画(CMRR-NF)及びテネシー州オークリッジのY12プラントにおけるウラン処理施設(UPF)の拡充のための資金の増額が必要である」と2施設の建設資金が具体的に明記されている。前者はプルトニウムを、後者は高濃縮ウランを扱い、核物質の化学特性の研究を含め相互に補完しあう関係にある。これに沿って、12年まで、NNSAのRTBFの中心には、CMRR-NF計画とUPF計画とが位置づけられていた。ところが13年要求でNNSAは、UPFに3.4億ドルと12会計年の1.6億ドルを倍増させ建設を加速したが、CMRR-NFについては、市民と自治体の批判により少なくとも5年延伸し、予算措置を取りやめた。15年は、UPFには昨年レベルの3.35億ドルという高額を要求している。また5年延伸されたCMRR-NF建設予算は、今年も予算からはずされ、副次的計画において現存するCMR施設の危険性を低減する活動を行うとしている。

NNSAの15会計年予算は、依然として10年の新START批准時になされた保守派との「取り引き」の影響下にある。さらには、NNSAが、NPRの中でオバマ政権の核安全保障政策の実施機関として明確に位置づけられている限りにおいて、特別扱いが継続している。オバマ政権は2期目に入り、核兵器の大幅削減を模索している⁷が、その前途は多難というべきだろう。(湯浅一郎) 

注

- 1 本誌第405号(2012年8月1日)。
- 2 NNSA予算要求書。www.cfo.doe.gov/budget/15budget/content/volume1.pdf
- 3 本誌第423-4号(2013年5月15日)。
- 4 本誌第358-9号(2010年9月1日)。
- 5 NNSA14会計年予算解説。
http://nnsa.energy.gov/aboutus/budget
- 6 本誌第385-6号(2011年10月15日)。
- 7 本誌第427-8号(2013年7月15日)。

核兵器が持つ意味 韓国人被爆者にとって



パク ドンサン
朴 敦祥 さん
韓国原爆被害者協会理事

1945年8月6日、当時1年3か月だった私は爆心地から約1.5kmの広島中広町の自宅で遊んでいました。強制徴用された兄を探すために日本に来ていた父は、その朝なぜか不思議な気がして出勤をしようかしまいかためらっていました。その瞬間、空から花火のように閃く光が落ちて来ました。続いて爆風が起こって母は気を失い、私は壊れた床の下に埋もれてしまいました。助けを求めて叫ぶ周りの声に生気付いた母は手探りで私の足を見付けました。あの年の冬、「日本に残ると日本人に殺される」という噂が広がりました。それで、家族は全員密航船に乗って韓国に戻ることにしました。この話は、後に母から聞いたことです。

原爆投下後、私の家族はやっと野戦病院に着いて約20日間入院しましたが、治療と言える治療ではなく応急処置だけでした。その時の怪我のせいで母は右腕を、また父は両足を一生使えなくなりました。母の話によると、野戦病院で赤ちゃんだった私が激しく泣いてお尻を見たら、豆粒のようなできものがありました。大したことではないと思ったそうです。しかし、病院でもらった軟膏をつけた後にもできものはなくならなかったそうです。不思議なことに、そのできものは2000年から大きくなり始め、今は半径7cmくらいもあります。かゆみが酷くなったので、広島鉄道総合病院、広島にある皮膚科専門病院3～4か所、また長崎原爆病院など色々な病院を訪ねて診断を受けましたが、どの病院でも治療は出来ませんでした。長崎原爆病院では「自分を実験対象として使っても良いので是非治してほしい」と哀願しましたが、「韓国でも薬をもらえるので日本に来なくても良い」と言われました。そこに28日間入院したこともありますが、治療できないという理由で結局退院させられました。その後、韓国に

ある大きい大学病院に通いましたが治療は出来なかったです。ハンセン病専門病院にも行って、もらった軟膏も付けたり、特別な注射を打ってもらったりもしましたが効果はありませんでした。それで、今はこの酷いかゆみを余儀なく耐え忍んでいます。

幸いなことに、2010年長崎原爆病院は私の病気について「原爆による放射能との因果関係は否定できない」という所見を出してくれました。それで、私はこの診断書を持って日本政府に特定の病気に対する補償申請をしましたが、2011年に棄却されました。その後、長崎市の勧めで控訴しました。2014年4月に厚生省から連絡を受け、私の状態を全部説明し録音してもらいました。今は厚生省からの返事を待っているところです。日本政府が、韓国人被爆者に対して日本人被爆者と同じように対処すること、非保険対象の病気についても、保険対象の病気と同じように検査を受けられるようにすることを求めています。

韓国慶尚道の陝川郡には原爆被害者の厚生施設として福祉会館があります。ただ、約400人しか収容できない小規模なものです。それで、私は自分が死ぬ前にもう一つの会館を建てるのが夢です。専門医療陳を作り、放射能の危険性を研究し、若い世代にそれを教えたいです。現在、私を含め韓国原爆被害者協会は韓国保健福祉部から入手した色々な資料をもとに準備を進めています。

原爆のことは、考えるだけで身の毛がよだちます。そのせいで私は苦しんでいるし、自分よりもっと苦しんでいる被爆者が大勢います。私はお尻に病気があるので服で隠す事が出来ますが、外から見える部位に皮膚病がある被爆者は真夏にも長袖を着なければなりません。内臓に病気を持っている被爆者の苦痛も言葉で表せないくらい大変だと思います。しかし、1945年の原爆投下が無かったら韓国は未だに日本の植民地だったかも知れないと思っています。原爆投下が自分の人生に持つ意味を一言で整理するのは難しいことですが、それが韓国の独立に繋がったと思うと、自分が犠牲になったことは我慢できます。

しかし、これは私が核兵器に賛成するという意味ではありません。現代の医学でも放射能による病気を完全に治せないのに、核兵器が再び使われたらどうなるでしょうか。被爆者として病気を抱えている一人として、これ以上の人が核兵器のせいで苦しむ事は許せません。核兵器は絶対存在しても使用されてもいけないのです。

(談。まとめ：金マリア)

パク・ドンサン
1944年広島市生まれ。韓国原爆被害者協会理事。

日誌

2014.6.21~7.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

GMD＝地上配備型ミッドコース防衛／IAEA＝国際原子力機関／MD＝ミサイル防衛／MDA＝米ミサイル防衛局／P5＝国連安保理常任理事国

- 6月22日 米MDAとボーイングが主導する民間企業チーム、太平洋でGMDシステムを使用した迎撃テストを実施。
- 6月23日 インド、IAEAによる原子力施設の抜き打ち査察を認める追加議定書の批准を決定。
- 6月26日 日米仏中韓など23か国、艦艇、潜水艦、航空機などが参加する環太平洋合同演習(リムパックス)を開始(～8月1日)。
- 6月26日 イスラエルのネタニヤフ首相、イランとP5+独による核の包括的な合意は同国の安全を脅かすものだ主張。
- 6月27日 メキシコのミッド外相、東京での記者会見で、P5が核兵器の人的影響に関する国際会議に参加するよう呼び掛ける。
- 6月27日 パナマの裁判所、13年にミサイル部品等を積んだ北朝鮮の貨物船を拿捕した事件で、船長ら3人の釈放を命じる。
- 6月27日 北朝鮮の朝鮮中央通信、金正恩委員長が新しく開発された超精密戦術誘導ミサイルの試験発射を指揮したと報道。
- 6月27、28日 イスラエル軍、ガザ地区とヨルダン川西岸をミサイルで3回空爆し、パレスチナ人の身柄を拘束。
- 6月30日 北朝鮮国防委員会、韓国に対し特別提案を発表し、7月4日から双方が軍事的敵対行為や誹謗中傷を止めることを提案。
- 6月30日 米国防総省、北朝鮮による26日と29日の短距離ミサイル発射について、国連安保理決議に反すると批判。
- 7月1日 日本と北朝鮮、外務省局長級による政府間協議を中国・北京の北朝鮮大使館で開催。拉致問題等を協議。
- 7月1日 日本政府、臨時閣議を開き、憲法解釈の変更を行い、集団的自衛権の行使を認めることを閣議決定。
- 7月1日 日米韓合同参謀本部議長、米国防総省傘下のアジア太平洋安保研究所で地域

イアブック「核軍縮・平和2013」

—市民と自治体のために

監修：梅林宏道／発行：NPO法人ピースデポ／発売元：高文研／A5判 336頁

会員価格1700円／一般価格2000円(ともに+送料)

【特集】北東アジアにおける平和の枠組み

【特別記事】「ゴジラをなだめる：北東アジアの核抑止力」

「尖閣問題をどう解決するか」「核の飢饉」

□ 44のキーワード □ 44の一次資料

★ご注文は、同封のチラシ、またはメール・FAXで★

現在、2014年版を製作中



安保情勢に関する意見交換を行う。

- 7月2日 イランとP5+独、イラン核問題の包括的解決に向け6回目の協議をウィーンで開催(～15日)。
- 7月2日 韓国国防省、北朝鮮が同国東岸から北東の海上に向け2発の短距離ミサイルを発射したと発表。
- 7月2日 米政府、イラク政府軍にミサイル数千基を売却する準備を整える。
- 7月3日 韓国の朴大統領と中国の習国家主席、韓国で首脳会談。朝鮮半島での核兵器開発に反対を盛り込んだ共同声明を採択。
- 7月4日 日本政府、北朝鮮に対して日本が独自で行っている制裁の一部解除を閣議で正式に決定。
- 7月4日付 ロシア連邦特別建設局、ウラジオストクにロシア太平洋艦隊の新たな海軍基地を建設し、17年までに完成すると発表。
- 6月22日付 内閣府、沖縄の「所有者不明土地」問題解決に向け特別法制定を検討。
- 6月23日 沖縄「慰霊の日」。沖縄全戦没者追悼式。安倍首相、ケネディ米大使参列。
- 6月23日付 米軍、豪で駐留規模拡大。海軍、18年までに強襲揚陸艦配備も。
- 6月23日 政党そうぞう代表・下地氏、県知事選出馬を検討。
- 6月24日 普天間負担軽減会議。安倍首相、KC-130空中輸送機の岩国移駐、西普天間地区の返還前調査の日米合意などを説明。
- 6月26日 読谷村トリエ陸軍通信施設にオスプレイ飛来、離着陸訓練行う。
- 6月26日 名護市、岩礁破砕に「反対」。沖縄防衛局へ意見書を提出。
- 6月27日付 日本航空、下地島空港の保有

株50%を国場組系に譲渡。県が斡旋。

- 6月27日 米外交専門誌、「普天間問題が最大争点」と知事選を分析、論文を掲載。
- 6月28日付 辺野古沖ボーリング調査・高江ヘリパット建設、7月下旬にも同時着工。
- 6月28日 仲井真知事、3選出馬に前向き姿勢。保守系首長らが激励会で出馬促す。
- 6月29日 環境省、沖縄を拠点に環境対策の研究者ネットワーク設立へ。アジア太平洋のサンゴ礁保全・ごみ処理対策に取り組む。
- 6月30日 宮森小学校米軍ジェット機墜落事故から55年。遺族・在校生らが慰霊祭。
- 6月30日 名護市キャンプ・ハンセンの一部約55haを返還。細切れ返還に地元反発。
- 7月1日 政府、辺野古移設関連費約637億円の支出及び、制限水域拡大を閣議決定。
- 7月1日 沖縄防衛局、キャンプ・シュワブ陸域施設解体工事に着手。移設工事完了予定は2019年10月31日。
- 7月2日 政府、キャンプ・シュワブ沿岸制限水域拡大を官報に告示。「臨時制限区域」を設置し、漁船操業禁止の第1種区域も拡大。
- 7月2日 高江「N4地区」のヘリパット工事、月内に完了予定。8月にも米軍へ提供。
- 7月3日 県漁連、米軍に損害賠償請求開始。音響測定鑑による、延縄切断被害を報告。
- 7月3日 自民県連、石破幹事長へ基地負担軽減に向けた全国協議会の設置を要望。
- 7月4日付 政府、年度内に辺野古埋立て工事着手を検討。数百億の補正予算計上も。
- 7月4日 西銘自民県連会長、知事選へ向け仲井真氏擁立の意向を石破幹事長に報告。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

今号の略語

DOD＝(米)国防総省
LEP＝寿命延長計画
NNSA＝(米)国家核安全保障管理局
NPR＝(米)核態勢見直し
START＝戦略核兵器削減条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>
塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、吉田遼、梅林宏道